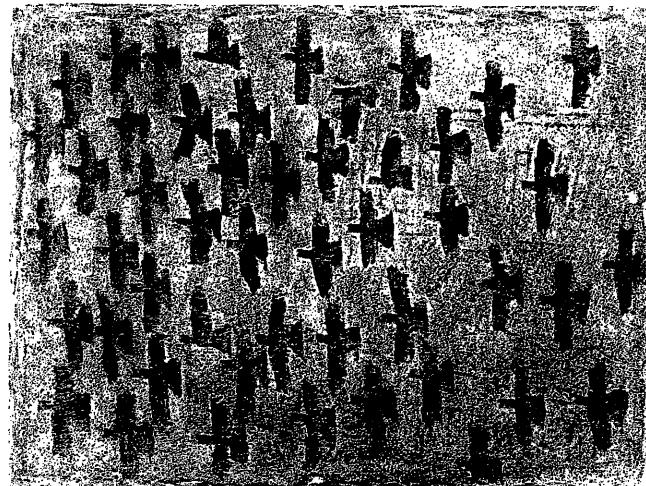


泉州国賠つゝしん 11



香月泰男「飛鳩 Flying pigeons」, 1958

「マル特」提出却下の理由を裁判長が異例の説明

●三月は裁判がつづけて一回あつた。一六日が、交通権回復のための共同訴訟・控訴審。二三日が「順変」義務付け請求訴訟。●わたしは一生懸命耳をそばだてて法廷のやりとりを聞くんやけど、その場ではほとんど理解できんです。この一回の公判については、高野浩一君が今号でわかりやすく報告してくれています。●今回は特に、「順変」義務付け請求訴訟の裁判官の対応に目を見張つた。「マル特文書」の提出命令を出してくれというこちらの申立を、裁判所はすでに「却下」してきてたから期待ゼロやつたけど、この日着席した裁判官は、弁護士に向つてではなく傍聴席に向けて語りだした。「却下」という判断をしましたが、そのことについて少しお話します」と。「なになに……」と思わず身を乗り出したんやつた。こんなこと前代未聞らしい。これはやつぱり、毎回一五、六人の傍聴人の「存在」を無視できん、じつことやねつ。同じ法廷で一分おきに次々にある他の裁判では、傍聴人がいないのが始じやから。●さて、次回どうなるか。●交通権回復共同訴訟・控訴審は5月16日(火)11時、名古屋高裁1004号法廷。●「順変」義務付け請求訴訟は、6月1日(木)13時15分、名古屋地裁1102号法廷。是非!是非!ご来場を!(風)

【交通権回復のための共同訴訟・控訴審 2017.3.16】

第一回 口頭弁論期日報告

二〇一七年三月一六日(木)、交通権回復のための共同訴

訟控訴審、第一回目の口頭弁論が開かれました。「順変」義務付け請求訴訟では、共同訴訟原告も傍聴人としての参加なので、原告席に座るのは昨年の岐阜地裁の判決以来です。

原告は、ふうさん、亜人さん、戸平さん、Yさん、舟橋さんの五人が出廷。山下幸夫弁護士は急用のため欠席されましたので、弁護士席は安田好弘先生ひとりでした。傍聴人は一人。うち新しくいらしてくださった方が二名。

さて、控訴審では原告・被告共に控訴しています。

国側は、信書の発受=いわゆる文通の部分で、泉州(獄内)、舟橋・森本(獄外)のすべてを勝たせた一審は誤りで、舟橋・森本の部分について取り消すべきだと主張します。面会の部分では控訴していません。

こちらは、面会の部分で、獄外すべての原告の訴えが却下されたことを不服としています。

舟橋、Y、そして水田の三人に関しては、運用上、泉水さん自身の面会権を認めるという形で会えるようになったのですが、その三人に面会する「固有の権利」があると保証するものではない。いわゆる「反射的利益」に過ぎないというのです。却下されたその他の獄外原告もそうです。

【順変義務付け請求訴訟 2017.3.23】

第五回 口頭弁論期日報告

泉州博さんの「順変」をめぐる義務付け請求訴訟の第五回口頭弁論が開かれました。

まず、前回期日(第四回、二月二〇日)までの攻防を振り返ると、いわゆる「マル特文書」(簡単にいって、検察内部

でのブラックリスト)の開示を要求する私たちと、その必要を認めないという被告側に対し、裁判所が判断を下す、といふところまで行つてきました。

三月六日付書面で明らかにされた裁判所の判断は、果たし

て――「文書提出命令の申立の却下」でした。

交通権回復のための共同訴訟・控訴審 第2回口頭弁論 5月16日(火)11時 名古屋高等裁判所1004号法廷

「順変」義務付け請求訴訟 第6回口頭弁論 6月1日(木)13時15分 名古屋地方裁判所1102号法廷

てがつかりする結果でした。

正直いって私も、

「この裁判の先行きはかなり厳しいなあ」と思ったものです。

交通権訴訟で一部勝利しただけに、頑張れば扉は開くのではないかと、淡い期待を持つてゐるのですが……。

そんな暗い気持ちで傍聴に出かけたのですが、裁判は意外な展開を見せました。

開廷と同時に、裁判長がいきなり、

「文書請求は却下という判断をしましたが、そのことについて少しお話しします」

と口火を切つたのです。

これはきわめて異例のことだそうです。通常、裁判官はボーカーフエイスで、最後の最後に判決を示すということが多いのですから。

さて、その話の内容というのは、

①この裁判の争点は、東京高検が泉水さんの順変をしなかつたことの不作為を違法とするかどうかにある。

②通常、複数の刑があれば重いほうから執行するが（刑事訴訟法第474条）、泉水さんのケースのように無期が先に執行されていると、ずっと仮釈放の対象にならないという事態が生じ、それは人権上アンバランスと言えるかも知れない。

③順変をするかどうか、その判断にあたつて、個々の検察官が独自に判断しているとは考えにくい。実際の運用にあたつての、内部的な資料があるはず。

④さらには、泉水さん以外の受刑者の順変の運用状況を示す資料があるはず。そういった過去の実績と突き合せることで、今回の泉水さんへの処分が不適当かどうかの判断が下せる。

大よそ、このような感じでした。

裁判長の話は五分を越えるもので、原告席・被告席に限らず、傍聴席の面々も身を乗り出し、固唾をのんで話に聞き入つたものです。その上で裁判長は、原告、被告双方に関連資料を提出できるか？と問いました。

獄窓から

●三月二六日(日)

風さん面会どうもありがとうございました。

各々の公判に相変わらず沢山の方々の傍聴を頂き、本当にありがとうございます。深く感謝しております。「つうしん」読者から欄の皆さんの投稿も、同様にとてもうれしく拝見しております。なお一層、踏んばらねばとの気力を頂いてます。拝て、今回の取調べについて以下に記します……

私は、前夜（二一日）の本就寝（九時）後、ひと眠りした処で、用便を催し、トイレに行きました。

便秘故に、便意があつた時に即トイレに行かないといふ後何日も苦しむことになるので、冬期で寒からうが、夜中も朝も関係なく、毎度衣類をつけて行きます。もう一〇年以上も続いている私のスタイルです。（独房でも同様に）

安田好弘先生が答えるには、

「探してみますが、なにぶん外部に出ているものではなく、難しい」

被告側は当惑、拒否感を隠せない様子で、もごもごと答えます。持ちかえり検討する、ということです。官僚組織の一員である彼は自分自身の判断で答えることができないのでしょう。

最後に、次回の期日を決めて裁判は終了しました。

一四、一五人の傍聴席の皆さんからは、「今日の裁判は面白かった」「来た甲斐があつた」と声が上がりました。私自身も交通権訴訟の原告になり、裁判に何度も顔を出していますので、今回が異例であることが分かります。

以下、報告会における両弁護士のお話をまとめます。

本日の口頭弁論で、裁判の争点、方向性が明確になりました。裁判長は「順変」をめぐる争いをよく理解している。

裁判所は、残念ながら検察内部に手をつこんで、「マル特文書を出しなさい」と言うまでのガッツを見せなかつた。しかし、泉水さんの「順変」却下が違法かどうかを判断する根拠の提示を検察に求めた。

裁判長が今日の意見を開陳したのは、一つには傍聴人を意識しているため。注目されている裁判である。もう一つは被告側に対してもつきりと意志を示した、ということだろう。（また、原告の文書請求を却下したことへのリップサービスという面もあるかも知れない。）

今後、国側の対応が注目される。彼らが内部資料を出すことは限らない。裁判所もそこまで強制的に命令しているわけではない。国側は文書を出すメリットとデメリットをはかりにかけて対応するだろう。

國側がまつたく何も出さないとすれば、裁判所が改めて何らかの判断基準を示す必要があり、それがさらに次の争点になる——とのことでした。

（高野浩一）

次回期日――

◆「順変」義務付け請求訴訟 第6回口頭弁論

2017年6月1日(木)午後1時15分

名古屋地方裁判所 1102号法廷

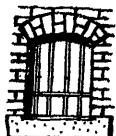
泉水博

そして、痔の始末（脱肛）もあつて、就寝時間中の方が後の床の中での始末ができるので楽でもあるのです。

……多分、四〇分位で済み、その後、次にトイレを使う人のために、就寝時でもあり、静かに溜め置きの水をバケツに用意しました。

床に入るため、上衣などを脱ぎにかかつた処、部屋の中央部のドアの視察窓外に気配を感じて、そちらを見たら、その日の夜勤職員が私の方を覗き見の姿勢で見ていました。

私は気づいてか同職員は、その場から去つたのですが、すぐには引き返ってきて、今度は部屋の右側の視察窓近くにきたのがその影の動きで確認できただんで、そのまま見ていたらまた身体を隠すようにして、私の方を覗き見始めたのです。ところが、それを見ていた私に気づき、今度は開き



直つたようにゆつくりと左側視察窓外に身を移して（私が立つ布団の上から正面の位置）黙つて私を睨んで立つていました。私は脱ぎ終えたので、パジャマ姿で、同職員に、「何だい？ 何か用？」と声を殺して聞いかけました。すると同職員は、「上衣を着て……」云々と何か言つていたものの、よく聞き取れず。しかし、それまでの状況から、私が上衣を着てトイレに行つたことを咎めているのかと思つたので、また、おかしなことを聞くなとも思いながら、「いつもトイレが長えんで、寒いから、上衣を着て行つてんだよ」と言うと、同職員は、「何だ、その言い方は……？」云々と何か言つてたがそれもよく聞き取れず。だけど、私を咎めていることは分つたので、私は思わず、「うすら寒いと言つてるのによ……」と口の中でこぼしたところ、同職員は、「うるせえ、と言つたな……」とか言つたので、私は、「うるせえなんて誰も言つてねえだろ」と言つて、続けて、「あした、あした。みんな寝てんだから、朝にしてくんな」と言つたら、黙つて去つていつた。

そして、私は床に入つたのです。

私がトイレに行つて、その後の始末を終えるまでの約一小時間の間、……一度も巡回（通常一五分～二〇分に一度、各階各室を視察して回つている）しない訳はない。

何れにしても、不審に思つたら、私を視察窓近くにひそかに呼んで、問い合わせしたら済むこと。

覗き見したり、そうかと思えばいきなり高飛車に、咎める言い方はする。その上、私の答え方が気に入らないと感情的になつて言い掛かりをつけ、あげくの果ては、取調べかい。とてもじやねえけど、つきあつちやいられねえ。勝手にしくされ！ と後は寝ることに努めた次第。

翌二二日の朝の点検後に前夜からの夜勤部長が来室。「泉水！ ちょっと来い！」と管理棟遇取調べ室に連行さ

面会記

● 三月二二日(水)

泉水さん、また懲罰、たぶん……。

真夜中、巡回の職員に咎められ、そのことで早朝から居室荷物の搜索、即、取調室に連行されてしまつたという。

まだ取調べの最中だつたから、わたしの面会は許されたけど、懲罰と決まつていたら、面会はできんかった。（くわしくは、泉水さんの「獄窓から」にあるとおり。）面会室で泉水さんの話を聞いて、「あー」とため息がでた。ことばもなくて、「泉水さんは、なんやいつも運がわるいなあ。ついてないなあ……」と言つてしまつたら、「これは『運』の問題ではないんです。あきらかに俺を貶めての挑発です」と。

それはわたしもわかつてゐつもりだつたけど、以前、懲罰事件の後の面会で、「なんでそれが暴言になるの」とつい言つたことが、泉水さんを「扇動」する言動などとされたので「運がわるい、ついてない」なんて言い方をしたんだけど、筋違いもいいところだつた。誇りにかかる生き方の問題を運、不運で片付けられたまんよな、まつたく。

水田ふう

● 四月二二日(金)

「取調べが終つて、容疑が晴れた……」というハガキを読ん

で驚いた。いつたん容疑をかけられたら、それが覆ることなんかないのが刑務所だと思つたから。

面会室に現れた泉水さんは元氣そうやつた。いつものようになにこにこして。わたしはおもわず立ち上がり、両手を仕切りガラスにくつつけた。泉水さん、すぐそれに応じて、ふたりは抱き合わんばかりに両手をあわせたんやつた。

「岐阜刑務所には二一年いるけど、いつたん主任の取調べが終つたあと、さらに統括官から取調べを受けるなんて、俺がはじめてじやないかな」

「あの深夜のやりとりを、いま四人雑居だけど、布団の中で「その統括官は、この四月新しく異動してきた人で、同室者の話をきいて、取調べをやりなおしてくれた」

「俺が毎晩夜中、痔で便所に一時間近くいかねばならないこ

れ、やがて主任が来て、「取調べのため、居室を移つてもらう」と告知され、約二時間後そこから第四棟一階一〇六室に連行され、そこに入室して現在に至つてます。

……今回も、取調べ室に連行されてからの当初から、今日現在に至るまで、何の容疑事犯での取調べかの言渡しを受けいず、未だ何だか分りません。

……私の職員への口のきき方については、長年の習性で、自然的反応として、そうした形となつてゐるのでなく、むしろ、敬語をつかつたり、ていねいなしゃべり方は、何か意識した上で行なうことが大部分だと思います。終りません。途中でごめんね。よろしくご判読を！

● 四月四日(火)

舟橋さん、三〇日の面会どうもありがとうございました。

……三一日(金)に取調べが始まつたのですが、容疑事実は、また、粗暴言辞ということでした。

現在の時点では、どういう結果になるか分かりませんが、懲罰審査会での幹部職員の判断次第ですが、唯でさえ身内に甘い世界でしかも偏見と差別が当り前となつてゐる場でもありますから……。

取調べが週の始めに終われば週末までには結果はでるでしょう。……

● 四月一五日(土)「ハガキ着」

風さんお便りありがとう。取り急ぎ筆をとつてます。

取調べが終つて、容疑が晴れました。

昨日、元工場の第五工場(印刷)に出役しましたので、ご連絡いたします。詳しくは、次便に書きます。

私は元氣です。どうぞ安心を。

ただ予想どおり四月から第四類から五類へ降下でした。また頑張ります。

交通権回復のための共同訴訟・控訴審 第2回口頭弁論 5月16日(火) 11時 名古屋高等裁判所 1004号法廷

「順変」義務付け請求訴訟 第6回口頭弁論 6月1日(木) 13時15分 名古屋地方裁判所 1102号法廷

と。寒いからパジャマの上に作業着を着てること。作業着をきたまま、しばらく布団に座って、痔の始末をしなければならんことを話すとわかつてくれて、容疑が晴れた」って、一気に。

刑務所つてとこは、まことに「ま」とした規則があつて、その時間になつたら、布団に座つて上衣を着てテレビを見てもいいんだけど、上衣を着たまま横になつてはいけない。あの夜も同室者が上衣を着たまま布団に横になつて、看守から叱られていたのだ。

そんなとこだから、泉水さんが手紙で書いてきた看守とのやりとりを読んだとき、「正直、びっくりした——『うるせえなんて誰も言ってねえだろ』」「あした、あした。みんな寝てんだから、朝にしてくんna」——岐阜あたり出身? の今どきの若い職員がきいたら、自分が舐められたと思つて、「粗暴言辞」でやられるよつて。

でも泉水さん、このときの自分の口のきき方が「まずかつたかな」なんて、ひとつも思つてない。「むしろ、敬語をつかつたり、ていねいなしゃべり方は、何か意識した上で行なうことが大部分」と言つてる。このものときから使つてきた、体のいちばん古層に染み込んでいることばが、口から自然にでてくるんで、意図(反抗の)はまつたくないんや。わたしもいまは、近所でもどこでも、誰に対しても赤崎弁しかでてこん。敬語は使わんし……でも刑務所で、それは通らんやろ、と思つてた。現に容疑は「粗暴言辞」やつた。

読者から

- 時の痛みをダマシダマシ耐えるのはつらいと思いますが、漢方では、頭のてっぺんにある百会というツボを押さえるのが療法の一つになつています。すぐさま痛みが治まるわけではないけれど、自己治癒力が高まると信じて、掌を頭の頂点において、心を落ち着けて押さえるようにつたえてください。
- 泉水国賠つうしんを受取る度、国、権力、官吏に対する怒りが湧きます。これは今に始まつたことではなく、これからも続くことか。泉水さんがつまらぬことで懲罰にかけられ、優遇区分を目指す努力をいまだにしなければならないのが、本当に腹が立ちます。
- 「マル特」リスト、ひどいものですね! 刑務所長まで、順変の申請をしているのに。四八年間。私の人生より長い。
- それにしても、国家とは恐ろしいものです。 東京・Y
- 糖尿つて多いよね。甘いものつていうよりも、カロリー制限と軽い運動やね。家でストレッチだけでもいいよ。
- ふうさんも私もここ迄生きたら、あまりムリせんでも、好きなもの食べたらいとと思うけど、泉水さんより先に死ぬわけにはいかんからね。通信見ると、「寒い」とかゆうのがゼイタクのように思われるね。
- 泉水さん、四八年は長いです。

ここ沖縄では平和運動・反基地闘争のリーダー山城博治さんが微罪で裁判前に五ヶ月も拘束されている〔三月一八日保釈〕ことに多くの県民は怒つてます。国際的批判も政府は無

しかし、泉水さんは岐阜刑務所の二一年間、それで通してきた。某刑務所に一八年いたSに電話できいてみた。
「一八年間で何回くらい懲罰くらつた?」

「二回」

「二回とは、優秀やね」

「でも、俺も、看守に『何々してください』なんて敬語使つたことないよ。ヤクザさんが多いから、ことばはそんなもんでしょう」だつて。

そうか、そうなんや。

そして新任の統括官は、「言辞」の問題ではなく、その夜に何があつたのか、「事実」はどうだつたのかを調べてくれた。その上で、泉水さんにかけられた容疑を晴らしてくれたんや。職員の言い分だけではなく、「事実」はどうだつたかをきちんと見ようとする統括官もいるんやな。地獄に仏? がきた。統括官に訴えてくれた同室者の仁義もうれしい。

先月面会のとき、泉水さんは、「取調べできかれたら、理不尽なことは理不尽とはつきり言う。『おまえさんたちのほうが間違つてるよ』と。言いたくても言えない他の同僚のためにも、俺は、頭を下げない。筋を通す。懲罰くらつても……」って言つてた。

これこそ泉水さんが生涯貫いてきた姿勢だ。損得勘定はないんや。最近、「一代の操守」ということばを教えてもらつた。泉水さんのことを思つた。

視。この国に本当の人権はないです。私も高江で機動隊車輛に轢かれ、運転手はそのまま行つてしまつた事件に遭いましたが、検事曰く、轢き逃げではないと。仲間たちはアゼンとしています。「轢いて逃げ機動隊なら無罪かな」この句はどうでしよう。

● うたを載せてくださいありがとうございます。
……心にゆとりがないと事象を見つめられることなく、うたができません。

兵庫・M

編集後記

- このほど、泉水さんの身柄引受人に、松岡由香子さんが決まつた。由井滋神父が亡くなられて、松岡さんはすぐに身柄引受人を申し出た。手紙のやりとりはずいぶんしてたけど、面会は二月二〇日まで、一度も許可されんかった。● 確定までは早く二三年はかかると云つてたからびつくり。なにしろ、由井神父に決まるまで七年かかつてた。● その間、泉水さんには身柄引受人がいなかつたんや。申請してたけど、何の連絡もないまま七年や。親族がいないものは、唯一面会できるのは身柄引受人だけなのに。● 二〇〇六年に監獄法が百年ぶりに改正されて、わたしら面会に行くようになつたんやけど、これがまた突然の「不許可」で、裁判しとうだけど……。
- つくづく感じるのは、「國家」を「忖度」した裁判官、役人ちゅうのは、どげもこげもならんわい!

(風)